

豊川市・音羽町・御津町合併協議会  
会議録  
(第6回)

豊川市・音羽町・御津町合併協議会第6回会議 会議録

日 時 平成19年12月26日（水）午前9時30分開会  
会 場 豊川市役所 本庁舎3階 協議会室

◎出席者

・会長

豊川市長 山 脇 実

・委員

1号委員（副会長）

音羽町長 宇都野 武

御津町長 深 谷 泰 範

2号委員

音羽町副町長 前 唄 健 朗

御津町副町長 山 口 惠 三

3号委員

豊川市議会議長 鈴 川 智 彦

音羽町議会議長 芝 田 久仁夫

御津町議会議長 波多野 文 男

4号委員

豊川市議会副議長 波多野 年

音羽町議会副議長 関 森 安 次

御津町議会副議長 山 本 和 美

5号委員

豊川市議会議員 美 馬 ゆきえ

豊川市議会議員 中 村 直 巳

豊川市議会議員 米 谷 俊 子

豊川市議会議員 野 中 泰 志

音羽町議会議員 二 村 良 子

6号委員

豊川市 学識経験者 小 川 孝 生

豊川市 学識経験者 白 井 俊 子

音羽町 学識経験者 青 井 茂 夫

音羽町 学識経験者 堀 内 幸 江

御津町 学識経験者 川 口 丈 弑

御津町 学識経験者 鈴 木 冷 子

## 顧問

愛知県東三河事務所長 林 昇 平

## ◎欠席者

御津町議会議員 鈴木 總 治

## 出席した事務局職員

事務局長 本 多 俊 一 (豊川市)

事務局次長 大 竹 隆 夫 (豊川市)

主 幹 鈴 木 真喜生 (音羽町)

主 幹 二 村 敦 人 (御津町)

主 査 手 塚 巧 朗 (豊川市)

## 議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議録署名者の指名
- 4 協議事項
  - (1) 第5回会議以降の経過について
  - (2) 合併協定項目のうち、合併時までに1市2町の長が別に協議して定める項目について
  - (3) 合併協定項目のうち、合併時までに調整を必要とする項目について
  - (4) 事務事業調整結果一覧について
  - (5) 合併協議会の廃止について
  - (6) 平成19年度合併協議会事業報告及び歳入歳出決算見込みについて
  - (7) 合併関連行事について
- 5 その他
- 6 閉会

会 長

定刻となりましたので、ただいまから豊川市・音羽町・御津町合併協議会第6回の会議を開会させていただきます。

私、最初で最後の合併協議会ということになりますが、合併も市役所の受付のところにありますように、あと20日と、本当に切羽詰まってまいりました。そういうことで、きょうが最後の会議になりますが、よろしく願いいたします。

会議内容につきましては、次第にありますように、合併協定項目の中で、1市2町の長が別に協議して定める項目、合併時まで調整を必要とする項目など7項目について、これまでに幹事会等で協議してきました結果をご報告させていただくものでございます。皆様方のご協力をよろしく願いいたします。

本日の会議につきましては、委員の方21名のご出席をいただいております。したがって、協議会規約第8条第2項の規定によりまして本日の会議は成立いたしております。

それでは最初に、会議録署名委員の指名をさせていただきたいと思っております。

波多野文男委員さん、小川孝生委員さんのご両名をお願いいたします。

それでは、報告事項についてご確認をさせていただきたいと思っております。

初めに、報告事項(1)第5回会議以降の経過について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、報告事項(1)第5回会議以降の経過について説明させていただきます。会議資料は1ページをごらんいただきたいと思います。

8月6日の第5回協議会開催後、8月16日に1市2町それぞれの議会で廃置分合関係議案を可決し、同日、廃置分合申請書を知事へ提出いたしました。

9月には、1市2町それぞれの議会で合併関連補正予算が可決され、豊川市議会では廃置分合に伴う字の名称の変更について議決が行われました。

10月12日には、県議会において廃置分合関係議案が可決され、同日、知事により廃置分合処分が決定され、10月22日に知事から総務大臣に対して市町の廃置分合の届出を行った後、11月9日には総務大臣により官報告示がなされ、正式に合併が決定いたしました。

これを受けまして、1市2町の庁舎玄関ホールにボードを設置し、合併までのカウントダウンを開始しました。

11月15日には、住所表示の変更に伴い必要となる手続などを網羅した音羽町、御津町地域向けの「合併協議会だより特集号」を発行しました。

12月議会では、97件の条例一部改正等や合併協議会の廃止議案などが

議決されました。

最後になります。音羽町、御津町地域向けの「合併協議会だより特集号」、「暮らしのガイドブック」を発行し、合併によって変更となるサービスなどの周知を図ることとしております。

説明は以上でございます。

会 長 ただいまの説明につきましてご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 では、ないようですので、ご理解をいただいたものとして、次の報告に移らせていただきます。

続きまして、報告事項(2)合併協定項目のうち、合併時までに1市2町の長が別に協議して定める項目について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、報告事項(2)合併協定項目のうち、合併時までに1市2間の長が別に協議して定める項目について説明させていただきます。

資料の2ページをごらんください。

合併協定書の中で、1市2町の長が別に協議して定めるとされた項目がありますので、その調整結果についての報告でございます。

項目は二つございまして、まず、特別職の職員の身分の取り扱いの関係では、アンダーラインを引いた部分となりますけれども、合併協定書において、「行政委員会及び附属機関等の委員構成については、1市2町の長が別に協議して定める」とされております。

2町の特別職の職員につきましては、別に定めました農業委員会の委員を除きまして合併の前日をもって失職することとなります。

しかしながら、行政委員会、附属機関の中には、例えば教育委員会や都市計画審議会など、住民生活に深くかかわりのあるものがございますので、これらの委員構成は、合併後の改選時等において市域全体に配慮することとして、1市2町の長の協議がなされたところでございます。

続いて二つ目ですけれども、組織及び機構の取り扱いですが、これは調整結果が別添組織図のとおりとなっております。

1枚おめくりいただきまして、次の3ページ、4ページをごらんいただきたいと思っております。

この組織図の内容をもって新市の組織、機構について1市2町の長の協議がなされているところでございます。

組織図の中で網かけ部分が合併に伴う変更箇所となっております。現在の2町の文化施設、保育園、保健センターなどが新市の組織上位置

づけがなされております。

2町の役場につきましては「支所」ということで、3ページの下の方に書かれてあります。

なお、支所で取り扱う業務につきましては、住民窓口に関する業務、市税の収納業務などがございますけれども、詳細は、2町の住民の皆様方に対し、「合併協議会だより12月特集号」を発行しお知らせすることとしております。その「合併協議会だより」を、本日、委員の皆様のお手元にも配付させていただいておりますので、参考にまたごらんいただきたいと思っております。

また、1点補足説明でございますけれども、組織図の中で3ページの真ん中よりもやや上、健康福祉部、子ども課の下に、網かけの部分ですけれども、児童館として「あかさか児童館」だけが記載されておりました、これは現在の音羽町中央児童館に当たります。

豊川市及び御津町の児童館につきましては、現在、指定管理者による運営となっております、これらは新市の組織図の中に位置づけられるものではありません。ただし、このあかさか児童館につきましては、現在は音羽町の直営となっているところですが、合併時に指定管理者による運営とせず、平成20年度まで豊川市の直営という位置づけで調整がされており、そのため新市の組織図の中に記載がありますのでご了承いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

会 長 ただいまの説明につきましてご質問ありましたらお願いいたします。  
青井委員。

青井委員 音羽の青井ですけれども、この3ページの下の方に網かけで「音羽支所」、「御津支所」と、こうありますが、この支所の存続期間というのは、現在の時点でお考えになっているのは永続的なものではないとは思いますが、一時的にしましてもどの程度のことをお考えですか。これは大事なことだと思いますので、こうした場所で正式にお伺いしたいと思います。

会 長 事務局から。

事 務 局 それでは、事務局の方からお答えをさせていただきます。

支所につきましては、協定項目の中で「新市の事務所の位置」というところで、「現在の音羽町役場、御津町役場については、当面の間、支所として存続するものとする」ということでご協議いただいております。

したがいまして、当面の間というのがどれぐらいかということですが、現在のところ、いつまでというふうな形は、事務局の方では明確に期限を決めたというようなことはございません。当面の間ですので、それがどれぐらいになるのか、ちょっと現時点ではご説明できない状況でございます。

以上でございます。

会 長 青井委員。

青井委員 ということは、合併に関するすべての要件が、お互いに合併してから一体化したという、そのようになった時点でというふうに解釈できますか。

例えばここで、今、前段でありました、この協議会でしたか、それがちょうど3年になっているわけですが、この辺との何かつながりがあるのではないかというような気もしますけれども。

会 長 事務局。

事 務 局 一応この協定項目を審議していただいたときに、特別期間等を定めて云々という話は出ておりませんので、現在のところは、何年ぐらいという話は、ちょっと事務局の方からでは申し上げられる状況にはなっておりませんので、よろしくお願いたします。

青井委員 それでは、あくまでもそれ相応に判断できる時期が来たら廃止をするかもしれないと、こういうことですか。

会 長 やはりこれはいずれにしても状況……

青井委員 我々住民はそういうことに真剣に関心を持っておりますので。

会 長 はい、そうだと思います。  
事務局。

事 務 局 今回の合併協議の中では特別期限は定めておりませんが、前回の一宮の合併協議の際には、5年をめどに見直すというようなことがございますので、また、一宮の支所の方の見直しをするようなときには、当然こちらの方の支所も含めて見直しがされるのではないかなというふうには考えております。

会 長 よろしいですか。

青井委員 はい、わかりました。

会 長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、ほかにないようですので、ご理解をいただいたものとして次の報告に移らさせていただきます。

続きまして、報告事項(3)合併協定項目のうち、合併時までに調整を必要とする項目について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、報告事項(3)合併協定項目のうち、合併時までに調整を必要とする項目について説明させていただきます。

資料の5ページをごらんください。

合併協定項目の中で、合併時までに調整するとされた項目がありますので、その調整結果についての報告でございます。

まず、一般職の職員の身分の取り扱いでございます。

合併協定書におきましては、「一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与、その他の制度については豊川市の制度を基本として、調整の上、合併時に統一する」とされております。

2町の一般職の職員の身分については、「豊川市の職員との均衡を考慮にして公正に取り扱うこと」となっておりますので、この方針に基づき、経験年数や合併前の給与水準等を勘案した上で、個別の職員の扱いについて、豊川市の制度を基本とすることとし、人事分科会において調整済みということになっております。

次に、補助金、交付金等の取り扱いでございますが、合併協定書の中で「同一・同種のもの統一」、「差異のあるものについては、統廃合を含め他の施策への変更など検討を行う」という方針となっております。

その方針に基づいて、各分科会においてすべての補助金等について調整を完了させております。

続いて、各種事務事業の取り扱いでございますが、そのうち、まず総務企画関係事業の(1)広報広聴関係事業です。

合併協定書の中で、広報紙の関係では、「内容や配布方法については合併時までに調整する」となっております。調整の結果は「豊川市の制度に統一する」というもので、音羽・御津地区に新たにポルトガル語及び



スペイン語版の広報、声の広報、点字広報を配布し、音羽・御津地区の公共施設、金融機関、コンビニエンスストアに新たに広報を置くこととしております。

次に、福祉関係事業の(3)高齢者福祉事業でございます。

合併協定書の中で、高齢者福祉事業のうち1市2町で差異のある事業について、アとして掲げた「ひとり暮らし高齢者ガス安全対策事業」を初めとする四つの事業は、「豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する」とされておりましたが、これらはすべて「合併時から新市全体で実施する」こととしております。

また同様に、福祉関係事業の(4)障害者福祉事業におきましても、1市2町で差異のある事業について、アとして掲げた「在日外国人障害者福祉手当」を初めとする五つの事業は、豊川市の例により市域全体で実施するよう調整する」とされておりましたが、これらもすべて「合併時から新市全体で実施する」こととしております。

説明は以上でございます。

会 長 ただいまの説明につきましてご質問がございましたらお願いいたします。

関森委員、お願いします。

関森委員 2点お願いします。

まず1点は、一般職の職員の身分の取り扱いですけれども、やはり合併によって一般職の職員たちが不利益を被るような、そういった形はまず避けなければいけないというふうに思いますので、そういったものの評価とか、プロモーション、ディモーションは豊川市において調整されると思いますが、その辺のところをどういうふうにされているのか、その辺を伺いたい。

2点目は、私ども最近、各種団体とかいろいろなところから、補助金とか交付金について、やはりまだまだ不安というのですか、そういった声をかなり聞きます。そういったものも調整済みということですが、そういったものも、やはりそういった団体等に納得のいくような説明とか、そういったものをきちんとしていただいたかどうかをお伺いしたいと思います。

会 長 事務局、よろしいですか。

事 務 局 2件ほどご質問かありましたのでお答えをさせていただきます。  
まず第1点の一般職の職員の身分の取り扱いで、2町の職員が不利益

になるようなことはないかということですが、私どもが人事分科会の方から聞いている話では、豊川市の基準に合わせて考えているということで、特別不利益ができるような形のことは考えていないというふうに聞いております。

それから、2点目の補助金、交付金について、交付される各種団体が納得しているかというご質問ですが、基本的には、私どもとしましては、各分科会においてこれでいいというような結論をいただいておりますので、各分科会が個別にどの程度説明しているかというところまではちょっと把握をしておりますけれども、今回、委員さんからそういう発言があったということですので、また一度分科会の方にもそれぞれよく団体等には説明をしていただくように伝えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

会 長 関森委員。

関森委員 一般職の身分の取り扱いは、今、ちょっとごめんなさい、私、英語で言ってしまったものですから、プロモーション、デモーションという言い方をしましたけれども、要は、昇格、降格、そういったものが、むしろ合併によって有能な職員などを思い切って豊川市では昇格するんだというようなことを前向きな姿勢で持っていただくと、やはりこれは士気も上がってくると思います。ですから、そういったことも最初の質問で申し上げたのですけれども、その点いかがでしょうか。

会 長 事務局、いいですか。

事務局としましては、人事分科会の方で、先ほど申し上げましたように、豊川の基準に合わせて差がないようにということで調整をしたということは聞いておりますけれども、個別に昇格、降格についてどういう考え方を持っているとか云々というところまでは承知をしておりますので、申しわけないですが、また後、委員さんの方にわかる範囲でご報告させていただきたいと思います。

会 長 よろしいですか。

関森委員 はい、結構です。

会 長 ほかに。波多野委員さん。

波多野委員 御津町議長の波多野文男でございます。議長として、この合併協議会の委員として出させていただいているのですが、今の合併時まで調整を必要とする項目というのではないのですが、きょうの式次第の中に、合併後に検討していくという項目も大分あったと思います。そのことに関して気持ちを訴えたいと思うのですが、どこでやったらよろしいかと思って。

今ここは、合併までに調整すると。私は今、きょうのこれの中にな「合併後に」というところで、たまたまうちの住民が大分不安を抱えているということが私の耳に入ってきておりますので、ちょっとご意見をお伺いしたいと思っておりますが、その他でやりましょうか。合併協議会が終わってからではまずいと思うし。

事務局 その他で。

波多野委員 その他でいいですか。わかりました。

会長 よろしいですか。  
ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 それでは、ほかにないようですので、ご理解をいただいたものとして次の報告に移らせていただきます。

続きまして、報告事項(4)事務事業調整結果一覧について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項(4)事務事業調整結果一覧について説明させていただきます。

資料につきましては、別添の少し厚い資料、事務事業調整結果一覧をごらんいただきたいと思っております。

合併に伴う事務事業の調整につきましては、第5回合併協議会までの協議によりまして、合併協定項目すべてについてご確認をいただいておりますが、新市への事務移行を円滑に進めるためには、具体的な事務の運用や手続等、各担当レベルでの実務的な整理や懸案事項の検討が必要とされることから、これらの実務的な事務事業の調整につきましては、豊川市の部に対応する専門部会、あるいは豊川市の課に対応する分科会において調整作業を進めてまいりました。

調整結果につきましては、別添の少し厚い資料、事務事業調整結果一覧をごらんいただきたいと思っております。

表紙をおめくりいただきました資料の1ページに事務事業数の一覧が示してございます。

ページの一番下をごらんいただくと合計がありまして、合計事務事業数は1,040項目となっております。その内訳につきましては、1ページの右半分の表をごらんいただきたいのですが、合併の方式が編入合併ということもございまして、全体の約8割、862項目が豊川市に統一という結果となっております。

町に統一するものとしたしましては、御津町の港湾関係の事務事業のみ、「現行のとおり」は同報系の防災行政無線を始めとする50項目、「新制度を構築」は議員定数を始めとする55項目、「新計画を策定」は防災計画を始めとする15項目、廃止は52項目となっております。

なお、個々の事務事業の調整結果につきましては、2ページ以降に各分科会の総括表をお示ししてございますので、詳細については項目ごとにご確認いただきたいと思っております。

以上で報告事項(4)事務事業調整結果一覧についての説明を終わらせていただきます。

会 長 ただいまの説明につきましてご質問がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、ないようですのでご理解をいただいたものとしまして、次の報告に移らせていただきます。

続きまして報告事項(5)合併協議会の廃止について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、報告事項(5)合併協議会の廃止について説明させていただきます。

会議資料の6ページをごらんください。

豊川市・音羽町・御津町合併協議会につきましては、平成20年1月15日に豊川市・音羽町・御津町が合併することにより、その目的を達したこととなるため廃止をするものですが、地方自治法の第252条の6の規定に基づき廃止しなければならないとされております。

第252条の6といいますのは、協議会を設置する場合と同様の手続により廃止しなければならないという内容でございまして、設置と同様に、豊川市、音羽町、御津町、1市2町の議会の議決が必要となります。

既に豊川市議会におきましては12月21日に、音羽町議会においては

12月5日に、御津町議会においては12月11日に議決されました。また、1市2町とも12月21日に合併協議会の廃止に関する告示がされています。本日の協議会の報告をもちまして、合併日前日の平成20年1月14日付の合併協議会廃止を、今日付で愛知県知事に対しまして届け出る予定でございますので報告させていただきます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの説明につきましてご質問ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、ないようですのでご理解をいただいたものとさせていただきます。

続きまして報告事項(6)平成19年度合併協議会事業報告及び歳入歳出決算見込みについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、報告事項(6)平成19年度合併協議会事業報告及び歳入歳出決算見込みについて説明させていただきます。

資料は、7ページをごらんください。

初めに、平成19年度豊川市・音羽町・御津町合併協議会決算等について説明をさせていただきます。

1といたしまして、協議会規約第19条の規定により、協議会の収支は廃止の日をもって打ち切り、廃止の日に会長であった者がこれを決算することとなっております。

一方、協議会の財務規程第9条の規定では、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調整し、監査委員の審査に付した後、協議会の承認を得るものとなっておりますが、1月14日で協議会が解散となりますので、協議会の承認を得ることができません。したがって、監査委員の監査が終わり次第、委員の皆様へ決算及び監査報告書を送付させていただくことにより認定いただいたものとして取り扱うこととさせていただきたいと考えております。

3、4につきましては、決算により確定します剰余金や、これまでに協議会予算で購入をいたしました事務用品、協議会が保有する文書、その他合併協議会に関する残務処理などがございますけれども、これらにつきましてはすべて豊川市が新市として引き継ぐこととするものでございます。

続きまして、平成19年度豊川市・音羽町・御津町合併協議会事業実績報告書について説明をさせていただきますので、8ページをごらんいた

だきたいと思います。

まず、1といたしまして、会議の開催でございますけれども、合併協議会については本日を含め6回、幹事会については10回開催いたしました。

2の調査研究事業といたしましては、新市基本計画の策定、合併協定項目の調整を行いました。

3の広報公聴活動でございますけれども、(1)の協議会だよりにつきましては、全部で5回発行いたしました。このうち2回は、合併により住民サービスが変わる音羽・御津地域を対象といたしまして、新しい住所表示に伴う変更手続及び合併による住民サービスの変更などについてお知らせをしております。

1枚おめくりいただきました(2)のホームページの作成・管理につきましては、会議の開催結果や合併後の音羽・御津地域の町名、住所表示などのお知らせを掲示し、情報提供に努めているところでございます。

(3)の住民説明会につきましては、8月1日から5日までの間に合併協定項目の協議内容等につきまして、1市2町で各2回、合計6回開催いたしました。

そのほか、(4)以降となりますが、カウントダウンボードの設置、啓発ポスターの作成、車両用マグネットの作成、懸垂幕の作成をいたしまして、合併についての啓発活動を行っております。

4のその他といたしましては、8月6日に合併協定調印式を開催いたしました。

続きまして、資料の11ページ、12ページをごらんいただきたいと思います。

平成19年度豊川市・音羽町・御津町合併協議会会計歳入歳出決算見込みについてご説明させていただきます。

ただいまから申し上げます数字は、すべて決算見込みということでご了解をいただきたいと思います。

上段の歳入の収入済額合計といたしましては、1,380万304円、下段の歳出の支出済額合計といたしましては930万2,341円で、欄外に書いてございます歳入歳出差引残額449万7,963円を決算剰余金として全額豊川市に引き継ぐこととさせていただきます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、13ページ、14ページをごらんいただきたいと思います。

事項別明細書の歳入をごらんいただきたいと思います。収入済額の合計といたしましては、1款負担金は構成市町の負担金として1,379万4,000円、2款諸収入は預金利子として6,304円で、合計1,380万304円となっております。

続きまして、15ページ、16ページをごらんいただきたいと思います。  
歳出についてご説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目会議費の支出済額は66万7,440円で、主なものは備考欄に記載してございますが、委員さんへの報酬、消耗品費、会議録作成委託料などとなっております。

不用額の発生した主な理由としましては、1 節報酬で、当初予算上は学識委員さんを各市町それぞれ3名としておりましたが、実際は各市町各2名となったことなどによるもの、それから、13節委託料、委託料の主なものは会議録のテープ反訳でございますが、当初予算では協議会の開催期間などを考慮に入れて特急反訳も見込んだ数字としておりました。また、会議の想定時間につきましても、1 回当たり4時間を想定し、加えて住民説明会のテープ反訳も見込んでおりました。実際は、会議時間も短く、特急反訳を使わずに済み、住民説明会のテープ反訳についても事務局内で実施したため、この分の予算が未執行となり不用額が発生したものでございます。

次に、1 款 1 項 2 目事務局費の支出済額は133万1,206円で、主なものとしたしましては、豊川市が雇用する臨時職員が合併協議会の事務に専従する場合の負担金57万3,000円、会場使用料などとなっております。

不用額の発生した主な理由としましては、19節負担金補助及び交付金で、こちらは実際に市が雇用しました臨時職員の希望によりまして、雇用時間が当初予算で見込んでいた時間よりも短時間となり、結果として当初予算で見込んでいた共済掛金等が不用となったため不用額が発生したものでございます。

続きまして、1 款 1 項 3 目調査研究費の支出済額が531万3,000円で、こちらは新市基本計画策定等支援業務委託料となっております。

次に、1 款 1 項 4 目広報費の支出済額は199万695円で、主なものとしたしましては、合併協議会だよりの印刷製本費165万6,795円、ホームページ作成委託料33万3,900円となっております。

不用額の発生した主な理由としましては、11節需要費で、当初予算では合併協議会だよりを8 ページ掛ける5 回、全戸配布を基本として積算しておりましたが、実際には4 ページ掛ける2 回全戸配布、8 ページ掛ける1 回全戸配布、及び合併協議会だより特集号2 回、音羽及び御津地区のみ配布としたことなどにより大幅な不用額が発生したものでございます。

続きまして、17ページ、18ページは、2 款予備費でございますが、こちらは全額未執行となっております。

先ほどご説明いたしましたとおり、不用額につきましては決算剰余金として全額豊川市へ引き継ぐこととさせていただきますけれども、こち

らにつきましては、1月14日の解散の日をもって正式な決算を調整し、監査委員さんの監査を受けた後、委員の皆様にご報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

会 長 ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたらお願いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、質問もないようですので、ご理解をいただいたものとして次の報告に移らせていただきます。

続きまして、報告事項の(7)合併関連行事について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、報告事項(7)合併関連行事について説明させていただきます。

会議資料の19ページ、20ページをごらんください。

まず初めに、音羽町関連行事についてでございます。

音羽町の町を閉める「閉町式」でございますが、平成20年1月6日、日曜日の午前10時から音羽町文化ホールで行います。先覚者に対する感謝黙祷、表彰並びに感謝状授与、在住のピアノ奏者の演奏などを行い、最後に町旗を降納します。

また、庁舎を閉める「閉庁式」でございますが、平成20年1月14日、月曜日の午前10時から、音羽町役場1階ロビーで行います。町長式辞、議長あいさつの後、町章、町旗の格納を行い、最後に閉庁宣言を行います。

続きまして、御津町関連行事でございます。

御津町の町を閉める「閉町式」でございますが、平成20年1月6日、日曜日の午後1時30分から御津町文化会館で行います。御津吹奏楽団による演奏、功労者表彰などを行い、最後に町旗を降納します。

また、庁舎を閉める「閉庁式」でございますが、平成20年1月11日、金曜日の午後5時30分から、御津町役場で行います。町長、議長のあいさつの後、町旗の格納を行います。

続きまして、支所の開所式でございます。

音羽支所につきましては、合併日当日の平成20年1月15日、火曜日の午前8時30分から、御津支所につきましては、同じ日の午前10時から、それぞれの支所の玄関前で行います。



内容は両支所とも同じで、市長の開所宣言、テープカット、来賓あいさつの後、消防音楽隊による記念演奏を行います。

続きまして、合併記念式典でございます。

合併日当日の平成20年1月15日、火曜日の午後2時から、豊川市文化会館大ホールで行います。まず、オープニングセレモニーとして、映像による新豊川市の紹介、よこさい演舞の披露が行われ、これに続く式典では、市長式辞、議長あいさつ、来賓祝辞等を行います。この合併記念式典につきましては既に委員の皆様にもご案内を差し上げているところでございます。ぜひご出席をお願いいたしたいと思っております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、ご質問もないようですので、ご理解をいただいたものとさせていただきます。

以上で報告事項がすべて終了しましたので、次に、その他として事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、本日お手元に配布をさせていただきました「地域振興協議会設置要綱(案)」についてご説明させていただきます。

第1回協議会の協定項目の地域審議会等の取り扱いにつきましては、現在の音羽町及び御津町役場に、地域住民の意見を集約するため合併特例法で規定される地域審議会などにかわる組織を設置するものとして、住民の声を行政に反映させるための配慮を行うこととするということで決定をしていただきました。その際、御津町の山本委員さんから、具体的な組織の設置要綱案が提示できないかというご質問をいただき、後日お示しをさせていただくと回答させていただきました。

大変遅くなりましたが、本日提示をさせていただきますので、参考にごらんいただきたいと思います。

なお、この要綱案につきましては、幹事会の方で検討しまして、決定していただいております。

合併後に実際の組織を立ち上げる際には、この要綱に沿って委員の人选等を進めていきたいと考えておりますので、よろしくご願いたします。

事務局からは以上でございます。

会 長            それでは、その他、先ほどの波多野委員さん、よろしく申し上げます。

波多野委員      いよいよ合併の日が来たということで、私たち議会のほかに、例えば社会福祉協議会の合併だとか、そういうようなことで、これが最後ですよという会議等にいろいろ出ております。たまたま、いよいよこれで会議も終わりというときに出てきたり、また、うちの方で「議長さん、これは」ということで直接申し出があるようなこともあります。それは一つ何かといいますと、第3回会議でやった公共交通の件でございますが、隣に見える関森委員からも質問が出たり、要望が出たりということでもいろいろとありましたけれども、結果的には合併してから検討していくということでこの賛成を得て進んできたと思います。それがいよいよこれで合併を迎える時に当たって、たまたま御津町の場合は豊川市の各市役所なりいろいろなところに何も公共の足がないということが現実でございます。

それで、こういう広い自治体になった合併というものがそういうことで出発して、それでは今後どうなるんだということが、たまたま住民の不安のもとになって出てまいりまして、直接のきっかけは、社会福祉協議会も合併するというので、今まで老人クラブですか、みどりクラブの団体のお世話係、あるいは身障者の団体の世話をしている方たちが、私が後でどうなっているんだと調べたんですが、たまたま御津町の場合は、安心課の所管になっているものが、社協の窓口と、タイアップというのですか、両方でやっているようなことで、結果的に御津町全体の組織はなくなるが、その下の地域ごと、大字でやっているグループはそのまま残ると。その代表の方が二人ぐらい豊川の社協に出てきて会議に臨む、あるいは連絡を聞くということで決定していけるということで、たまたま高齢者の団体、あるいは障害者の団体の人たちが、いや、では、私たちはどうやってそこまでとり着くんですかというようなことが非常に心配というんですか、不安だということが、その終わりのときにボランティア団体の代表、厚生保護女性の会等々の高齢者の方がそれぞれの団体の世話をしているところから、非常にこのままで大丈夫かということで、私の耳に入ってまいりました。

今ここで公共交通をすぐどうのというわけにはいきませんが、そこら辺のところは今後どのようにしていくのかということが一つあるのと、すぐは多分できないと思うので、そういう方たちが今後、飛び込んでいく窓口というのですか、今までのように、ここへ行けば何とか相談に乗っていただける、行き来の便宜を図っていただける、そういうようなことが配慮されているのかどうなのかということで、私のところへ意見が

いろいろ来ておりますので、そこら辺のところを、公共交通は、あのときのあれだと、今後非常に大切なことで、一体化を進めるためにぜひ要ることだということの回答があったと思うんですが、そこら辺のところ、今、これで1月15日から合併して、いつごろそんなものができ上がっていくのかと。そして、それまでの間をどうするのかというようなことが、ここで答えが出るとか、そういう問題ではないかもしれませんが、一応合併協議会の委員として出てきて、もうきょうで終わるということでございますので一言お伺いをしておきたいなと思います。

それともう一つは、また最近になって言ってきたんですが、1月15日に合併がなされるということで、その一月後から始まる確定申告の窓口が、豊川の方式がいいとか、御津がいいということではなくて、今までとにかく自営業者の申告は、御津の場合は御津町の税務課がそれぞれ地区を割り振って、一月に集中しないようにということで申告業務をやってきたと思います。それが今度、そういうところへ案内が出ているのは豊川の文化会館へ来てくださいということだということで、私も税務課へ行って、これはどうなっているんだと言ったら、いや、これは総合支所と単なる支所の違いで、こんなもの話にもならなかったということで、これで決まりですよと。

実際今まで自営業が青色申告等で、自分で税理士を入れるとか、商工業者で商工会の指導を仰ぐ、農協の指導を仰ぐという人は別にして、そのほかの人はみんな2月16日から3月15日の間に税金を収める作業を、御津の役場へとにかく出かけて行ってやってきたのが、今年からついでにできなくなったということで、「車に乗れないお母さんもいるし、私はどうすればいい」ということで、これも合併の最初の協議会が始まったときの会長さん、副会長さんたちの意見で、とにかくそういう不安は幾つかあるだろうということ解消しながらいい合併にしていきたいということが、大体みんなのあいさつであったと思うんですが、そこら辺のところ、今、さあ、ふたを開けてみたらもうこれで終わりだと。

もう合併から一月もしないうちに確定申告の作業が始まって、税務課の課長の話では、税金は本来、自主申告が原則だということで、ぼんと突っぱねられますので、それは確かにそのとおりだと。だけど、大切な税金を納めに来る人ですから、豊川市の方式がいいとか、御津がいいということではなくて、制度の違いで、この一月の間に、「こんなに変わったの」ということで、都市計画税が激減緩和だけでなく、少しはそういう配慮があってもいいのではないかとというようなことが大変私の耳に入ってきておりますので、それは協議会とは別かもわかりませんが、そういうような納税に関しても、一遍の変わりようが激しくないように多少なりとも配慮ができないのかと。そういうような種々の問題が幾つ

か私の耳に入ってきました、今ここでそんなことを議長が言ってどうするんだということもございましたが、一応耳に入った以上は、「ああ、そうですか」といって、そっちはそっち、こっちはこっちで、「ああ、いいですよ」と済ますわけにもいかないということで、最後の機会ですので私の気持ちを申し上げまして、豊川市の市長さんを始め、今後、面倒を見ていただく幹部の方たちにどのようなお考えがあるかということをお聞きしておきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

会 長 わかりました。今二つのご質問をいただきました。事務局で願ひします。

事 務 局 それでは、事務局の方でお答えをさせていただきます。  
まず、第1点目の交通関係の事業につきましては、委員のお話のとおり協議結果になっております。その中で、「新市においては一層地域内交流の促進と住民の利便性向上を目指し、利用者や地域住民のニーズも勘案しながら、総合的な公共交通施策の検討を行うものとする」というような形で協定項目がされておりますので、また担当課の方で、これは当然、新市においてということは、合併したら直ちにこうしたことに取り組んでいただけるものと考えておりますので、委員さんからこうした話があったということに関係する課にお伝えをしておきたいと思ひます。

それから、確定申告の関係、場所の関係ですけれども、これにつきましても、担当しています課の方に、こうした意見があったということをお伝えしまして、配慮できるところは配慮していただけたらというような形で一度お話をさせていただきますと思ひます。

協議会の方で結論的な話はできませんけれども、関係課の方にはこういう話があったということでそれぞれ伝えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

会 長 はい、どうぞ。

波多野委員 もう一つだけ。今の関係で、例えば身障者の代表あるいは老人クラブの代表の方が、豊川市と一緒に、この出てくる代表が、来年は、御津町の場合は区長会という制度でそのまま20年度はいくと。そして、21年度から豊川の連区長制度に合わせていくということが結論として出ているのですが、ご存知のように、たまたま御津町の消防団も今、3分団編成になっております。それから、南北小学校の学校の規模でいくと

南部校区は倍ぐらいの数になっているというようなことで、多分連区制になるときには原則2ということで今出ているようです。それも検討していただけないかなという感じは受けておりますが、いよいよこれで合併が始まって、12日ですか、御津町の消防団の解散式をやる。その後は豊川の消防団に統一し、第7方面隊というようなことで、その次の組織は、今は3分団になっているのを2分団編成につくりかえるのか、それともある程度、3ということが何とかなるという話でいけば、3のまま、人数調整等はともかく、諮っていけるのではないかと。

今の老人クラブあるいは身障者の団体からそういうところにお使いに出る世話役の人たちも、その方式でいくと、今言った3人ぐらいがそろって出てくるようなことができる、これから御津町の中のそういう、細かいといえは細かいですが、そういう団体の世話を焼く人たちの調整をとっていくのに、これがいまだにぐらぐらしてあてにはならなということていくと、合併後にちょっとどうするかなという問題がまた出てくるのではないかと思います。その辺のところは早々と、結論というか、返事なんかは出ないものでしょうか、どうでしょうか。

会 長 事務局、よろしいですか。

事 務 局 それにつきましては、それぞれの担当するところで調整をしていただかないと、事務局でこうします、ああしますというお答えはできませんので、先ほど申し上げましたように、こういうご意見があったということの関係する課にお伝えします。それから、課ではなくて社会福祉協議会の話も出ましたので、豊川社会福祉協議会の方にはお話をお伝えしますので、その団体の中で調整をしていただくというような形しか事務局の方ではお答えできませんので、よろしくお願ひいたします。

波多野委員 よろしくお願ひします。

会 長 今のお話、私も今お聞きしたものですから、事務局といろいろとお話しさせていただきますので、その辺ご理解いただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

関森委員。

関森委員 今、御津の波多野議長の方から話がありましたけれども、やはりコミュニティバスの問題が音羽も大きな問題になっています。現状、コミュニティバスを残していくとともに総合的な公共交通施策を検討するという言い方は、町にとっては両方の言い分にとれます。前の市長は、コミ

ユニティバスについては、バス路線の延長については病院へのアクセスを含めて検討するとの同意を得ています。山脇市長さんはどう思われるのか、考えをお伺いしたいと思います。

また、支所には住民の方がさまざまな相談に来られるかと思いますが、そのようなときに対応できる相談窓口としての職員を支所に配置してほしいと、以前お願いしたかと思いますが、その回答がまだないようなので、どうなっているのか、再度お伺いしたいと思います。

もう一つ、連区制度についてですが、赤坂以外については、連区制度の導入については調整を要する問題があります。上・中・下と、10年かかって3つに分かれてきたものが、8ヶ月で合わせるの難しい。住民の意見をよく聞いていただきながら、事務を進めていただきたいと思います。

会 長 コミュニティバスにつきましては、私も議会で答弁をしておりますが、約束していることにつきましては早急に見直していきたいと思っております。

支所の窓口と連区につきましては、事務局、よろしいですか。

事務局長 それではまず、窓口についてですが、現在、支所の体制について検討中ですので、体制が整ってきたら、対応していきたいと考えております。一宮総合支所の経験もありますので、職員全体で受けたいと思います。

それから、連区制度についてですが、こちらも、そういった内容を担当課にお伝えしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

関森委員 窓口についてですが、職員全体での対応というのは否定しませんが、私の言いたかったのは、さまざまな相談について、ここに行けば受けていただけるというような職員を配置してほしいということです。特に、区長さんたちの相談を受けていただける相談室を設けてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局長 今のお話につきましては、支所の職員の配置の話になりますので、申し訳ありませんが、事務局で対応できる状況ではありませんので、人事課のほうにその旨をお伝えしていきますので、よろしくお願ひします。

鈴川委員 今のお話は、お願ひと考えてよいかと思ひます。音羽や御津の住民の方は、さまざまな不安を抱えているかと思ひますが、そういった住民の

心配事や不安を担当課へ伝えるだけではなく、できるだけ改善できるところは改善して、合併の基本は住民の不安をなくすこと、これが前提ですので、そこら辺も新市になってよかったなど。すぐは理解できませんけれども、そこら辺の住民サービスというものを謙虚な気持ちで取り組んでいただきたいと思います。これは私からも希望しておきます。

以上です。

会 長            ありがとうございます。  
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長            それでは、以上で本日予定いたしました案件はすべて終了いたしました。また、合併協議会としてすべての予定を終了することとなります。

それでは、当協議会を終了するに当たりまして、協議会の副会長をお務めいただきました音羽町長さん、御津町長さん、また、顧問としてご参加いただきました愛知県東三河事務所長さんからそれぞれごあいさつをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、音羽町の宇都野町長さん、お願いします。

宇都野町長      音羽の町長、宇都野でございます。

合併まであと20日ということと、また、ことしも年の瀬が大変迫ってまいりました。そんな中で、きょう最後の合併協議会ということで、皆さん方には大変ご足労をかけたと思います。

きょうは、ご案内のとおり合併項目のうち、合併までに1市2町の長が別に定める協議ということでご報告を申し上げましたけれども、皆さん方に慎重審議をいただきましてお認めいただけましたことを厚くお礼申し上げたいと思うわけでございます。

さて、この1市2町の合併につきましては、大変いろいろな課題もございましたけれども、計6回の合併協議会におきましては皆さん方大変慎重に審議されまして、合併協定項目を始めとして24項目の項をもちましてとり決めいただきましたことを厚くお礼申し上げたいと思うわけでございます。

いよいよ合併でございます。最後の最後まで頑張ってまいりますけれども、1月15日からは新市としてスタートされます。新市の基本計画にありますように、「光と緑に映え、豊かで住みよい夢のあるまち」になりますように、皆さん方と一緒に頑張って、住民の方々が「合併してよかった。長く住み着きたい」というまちになりますように、このことを

ご祈念申し上げまして、簡単でございますけれども、長い間ご苦勞いただきました合併協議会の終わりに当たりましてごあいさつ申し上げます。ありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。それでは御津町の深谷町長さん、お願いいたします。

深谷町長 それでは失礼いたしましてごあいさつを申し上げたいと思います。  
合併協議会、本日が最終協議会ということであります。これまでの間、6月22日の第1回より6回を重ね、その間、幹事会、専門部会、分科会、それぞれの担当部会には大変なご協力をいただきまして、この短期間のうちに1,000項目余のものがある程度まとまってきたわけであります。協議会の中でもお話がありましたように、まだまた細部にわたっては不安材料があるかと思いますが、これも1月15日以降の職員の皆様方の対応いかんによって、さらにそれが増大するか、あるいは不安が解消されるか、大きく分かれるところだと思います。今後どうか、合併してより良いまちになるようご祈念申し上げますとともに、無事合併協議が整いましたことに感謝を申し上げましてごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。  
では、続きまして、東三河事務所長の林さん、よろしくお願いいたします。

林 所 長 限られた時間の中でございましたが、この第6回という、この協議会を本日開催できましたことは、まことに喜ばしい限りであります。これまでの間、本当に多くの課題がございました。そうしたものにつきまして、当協議会の委員の方々はもとより、3市町の職員、議会、さらには団体を初めとする多くの関係者の方々の、そのご決断とご努力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。  
県といたしましても、この上は、この当協議会でもお決めいただきました新基本計画にあります県事業の着実な推進など、県としても一生懸命支援をさせていただきたい、このように考えてございます。  
最後になりますが、こうして合併をしたことにより、またこの地域の皆様方から、合併がよかったなど、こうした声が出てくることをご祈念申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。  
どうもありがとうございました。



会 長

ありがとうございました。

それでは最後に一言お礼を申し上げます。

最初に申し上げましたように、この合併協議会も本日が最後ということになりました。皆様方には真剣にご議論をいただきまして本当にありがとうございました。特に民間代表の皆様方には、それぞれの立場から貴重なご意見をいただきまして、本当に改めて感謝申し上げます。

新豊川市の誕生が、あと20日となりましたが、新しいまちがよりよいものになりますよう、また、市民の皆様が住みよいまちになりますように、私も精いっぱい頑張らせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

皆様方におかれましても、今後もそれぞれの立場でご協力をお願い申し上げます。終わりのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、豊川市・音羽町・御津町合併協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午前 10 時 45 分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成20年1月9日

豊川市・音羽町・御津町合併協議会

会 長

署名委員

署名委員